

自治会町内会長 各位

南区地域振興課長

令和 5 年度自治会町内会現況届の御提出について（依頼）

春暖の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日ごろから、市政及び区政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
自治会町内会関連業務を円滑に進めるため、次のとおり現況届の御提出をお願いいたします。

1 提出書類

令和 5 年度自治会町内会現況届

※ 現況届は前年度から変更がない場合でも必ず御提出ください。

※ 同封しています「令和 5 年度自治会町内会異動届」は、現況届を御提出いただいた後に会長等の変更があった場合に区役所に提出していただく書類です。

2 提出期限

役員選出後（総会終了後など）、速やかに提出をお願いします。

3 加入(会員)世帯数について

- ・ 令和 5 年 4 月 1 日現在、自治会町内会に加入している世帯数
- ・ 加入世帯数には会費を減免している世帯や法人会員(商店、病院)なども含みます。
- ・ 「未加入のため会費は徴収していないが広報を配布している」世帯は、加入世帯数に含みません。
- ・ 地区連合に加入している自治会町内会は、現況届に記入された加入世帯数を、必ず加入する地区連合にお知らせください。（地域活動推進費補助金の交付申請の際に使用する世帯数になります）

4 広報よこはま南区版の配送先について

会長交代に伴い広報よこはま南区版の配送先を変更する場合は、区政推進課広報相談係（電話 341-1112）に御連絡をお願いいたします。

5 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の利用目的

記載された情報は、自治会町内会の関連業務を円滑に進めるために利用します。

(2) 個人情報の提供

利用目的の範囲内で行政機関、公共的機関（区外団体、区社協、警察、ケアプラザ等）、国会・県会・市会の議員へ提供する場合がありますので御承知おきください。また、工事や自治会町内会加入促進等のため工事業者や不動産業者から自治会町内会長御連絡先の照会があった場合については、現況届に御連絡の要否について御記入いただき、その回答に基づき対応させていただきます。

6 自治会町内会費について

区役所に会費のお問合せがあった場合、現況届に記載された金額を回答いたします。変更があった場合は地域振興課にお知らせください。

7 認可地縁団体における代表者変更における手続きについて

認可地縁団体となっている自治会・町内会で代表者の変更があった場合、地域振興課に届出を行う必要があります。その際に、代表者に変更された旨が記載されている総会議事録及び総会資料を提出していただき、その後区において告示いたします。

詳しくは地域振興課担当までお問い合わせください。

8 その他

現況届及び異動届の様式は南区役所ホームページ及び南区連合町内会長連絡協議会のホームページにも掲載しております。データで作成する場合はご活用ください。

※現況届が提出されるまでは、前年度提出の現況届（異動届）情報の内容に基づいて各種対応をいたします。区連会配送便の変更は、現況届を受理した日付によって当月分に間に合わない可能性がありますので御了承ください。

南区地域振興課地域活動係

担当：堀、稲垣

電話：341-1235

FAX：341-1240

認可地縁団体代表者 各位

南区地域振興課長

認可地縁団体における告示事項及び規約の変更における届出について（依頼）

春暖の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政及び区政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

認可地縁団体になっている貴自治会町内会は、地方自治法の規定で告示事項（以下参照）及び規約の変更を行った際は、区長へ届け出をしなければなりません。

また、規約を変更する際は地方自治法の規定される箇所がございますので、総会開催前に地域振興課まで規約（案）をお持ちください。

1 変更の届け出が必要な告示事項

- (1) 代表者の氏名・住所
- (2) 団体の名称
- (3) 主たる事務所
- (4) 規約に定める区域

2 規約の変更について

規約につきましては、区長へ届出をして認可を受けないと、効力が生じません。

認可地縁団体になる際に提出した規約から内容変更をしているが、区役所へ届けていない場合は、担当まで御連絡ください。

3 提出書類

(1) 告示事項の変更の場合

- ア 告示事項変更届出書（※区役所にてお渡しします。）
- イ 変更が承認されたことが記載されている総会議事録
- ウ 変更内容が記載されている総会資料

(2) 規約の変更の場合

- ア 規約変更認可申請書（※区役所にてお渡しします。）
- イ 変更が承認されたことが記載されている総会議事録
- ウ 変更内容が記載されている総会資料
- エ 新・旧規約

4 提出時期

総会終了後、速やかにお願います。また、事前に担当まで御連絡いただき、手続きの御予約をとっていただくようお願いいたします。

南区地域振興課地域活動係

担当：堀、中島

電話：341-1235 FAX：341-1240

参考：地方自治法 抜粋

第 260 条の 2 の 2 の三

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

第 260 条の 2 の十一

認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

第 260 条の 3

認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第 260 条の 4

認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年 1 月から 3 月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

自治会町内会長 様

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」への ご協力の御礼及び単純集計結果（速報）について

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

自治会町内会ではコロナ禍等を契機に活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としましても、それに対応した方向性を検討するため、11 月から 1 月にかけて標記アンケートのお願いをし、皆様方にご協力いただきました。誠にありがとうございました。

現在も分析を行っているところではありますが、まずは単純集計結果につきましてご報告いたします。

今後の取組については、アンケート結果をもとに、市連会や区連会で御意見を伺いながら、優先順位をつけ見直しを進めていきたいと考えております。引き続きよろしくごお願い申し上げます。

1 アンケート回収状況

電子申請： 606 件

郵送等：1,132 件

合計：1,738 件（回答率：61.0%）

約 6 割の方にご回答いただきました！

2 アンケート結果について

(1) 横浜市からの情報周知

＜方法＞「資料＋説明」が適切（上位 3 位）

- ・生命・財産に関するもの（防災関係、コロナ関連情報等）：64%
- ・自治会町内会活動に関連するもの（補助事業の案内、先進的な活動事例等）：57%
- ・市政・区政、施策の周知を目的とするもの（市の計画案内、市民意見募集等）：44%

＜改善すべき点＞（上位 3 位）

- ・資料の分かりやすさ：52%
- ・情報量の多さ：41%
- ・情報内容の精査（「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外）：38%

(2) 委嘱委員の推薦

委嘱委員の候補者探しが「難しい」：56%、「やや難しい」：28%

＜難しい理由＞（上位 3 位）

- ・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった：67%
- ・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった：49%
- ・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった：49%

(3) 候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち期待する取組（上位 3 位）

委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減：47%

委嘱委員の業務内容説明資料の配付：39%

地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境：26%

裏面あり

(4) 民生委員・児童委員の推薦

令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由（上位3位）

民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった : 46%

活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった : 35%

民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった : 34%

3 アンケート調査報告（速報・単純集計）

別紙の通り

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉

担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口

電話 045-671-2317

電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

〈民生委員・児童委員について〉

担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤

電話 045-671-4046

電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

(1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

(2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

(3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

(4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61%

(5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

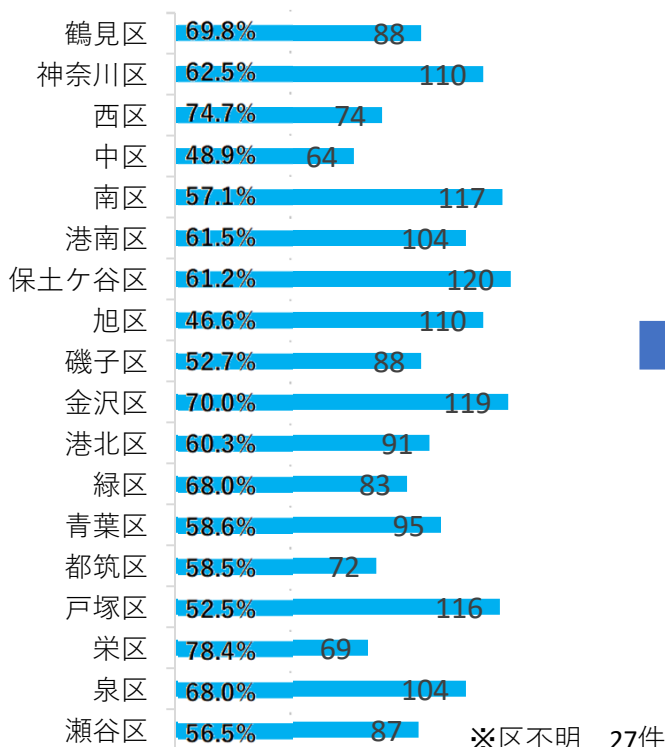
【表記について】

本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=1,738とする。

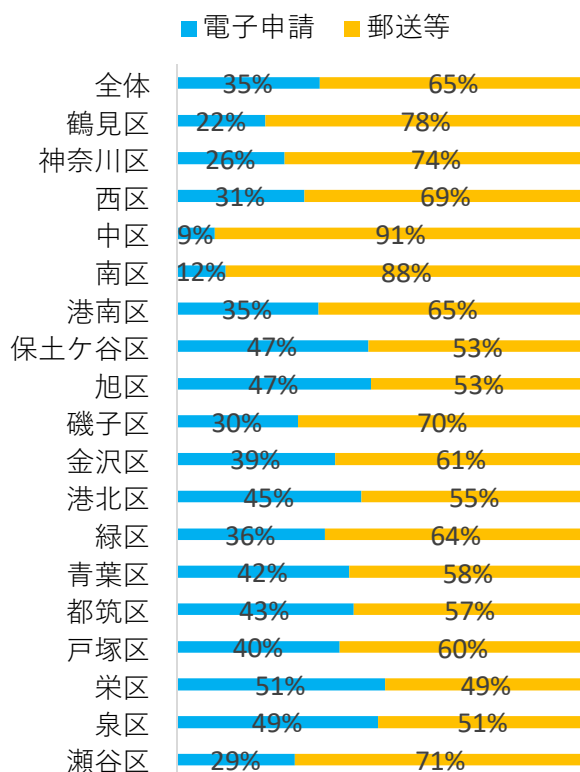
各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

回収状況

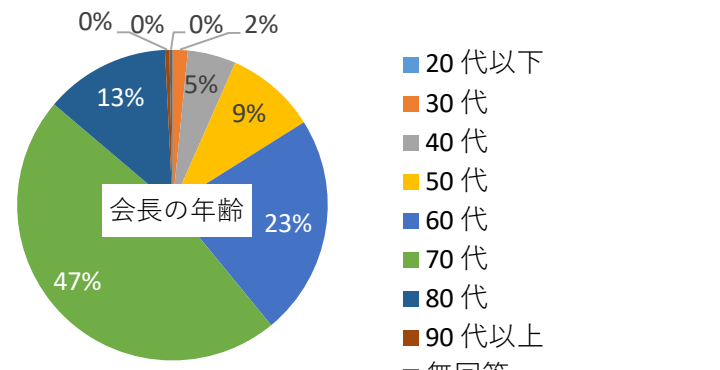
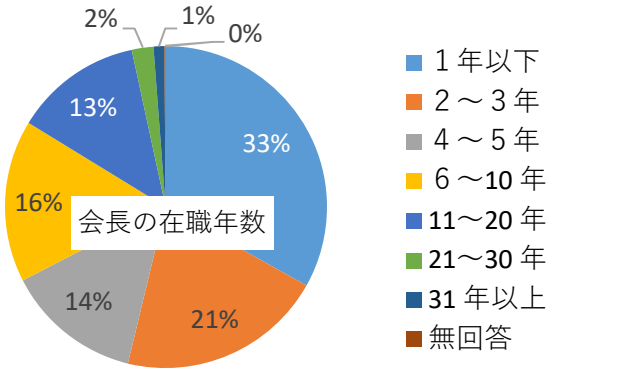
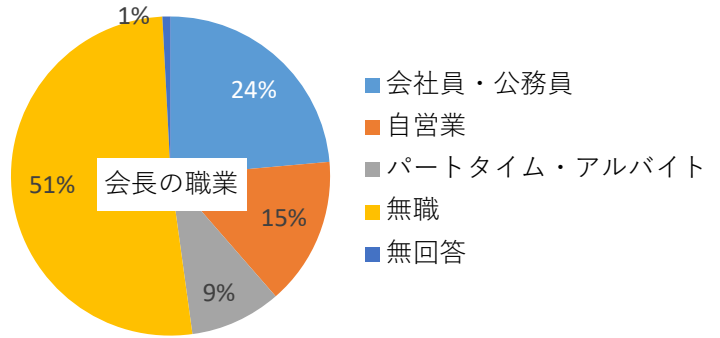
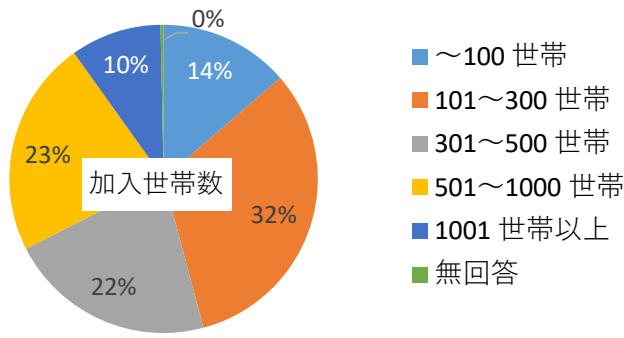
区別回収率、回収数



電子申請/郵送等 比率

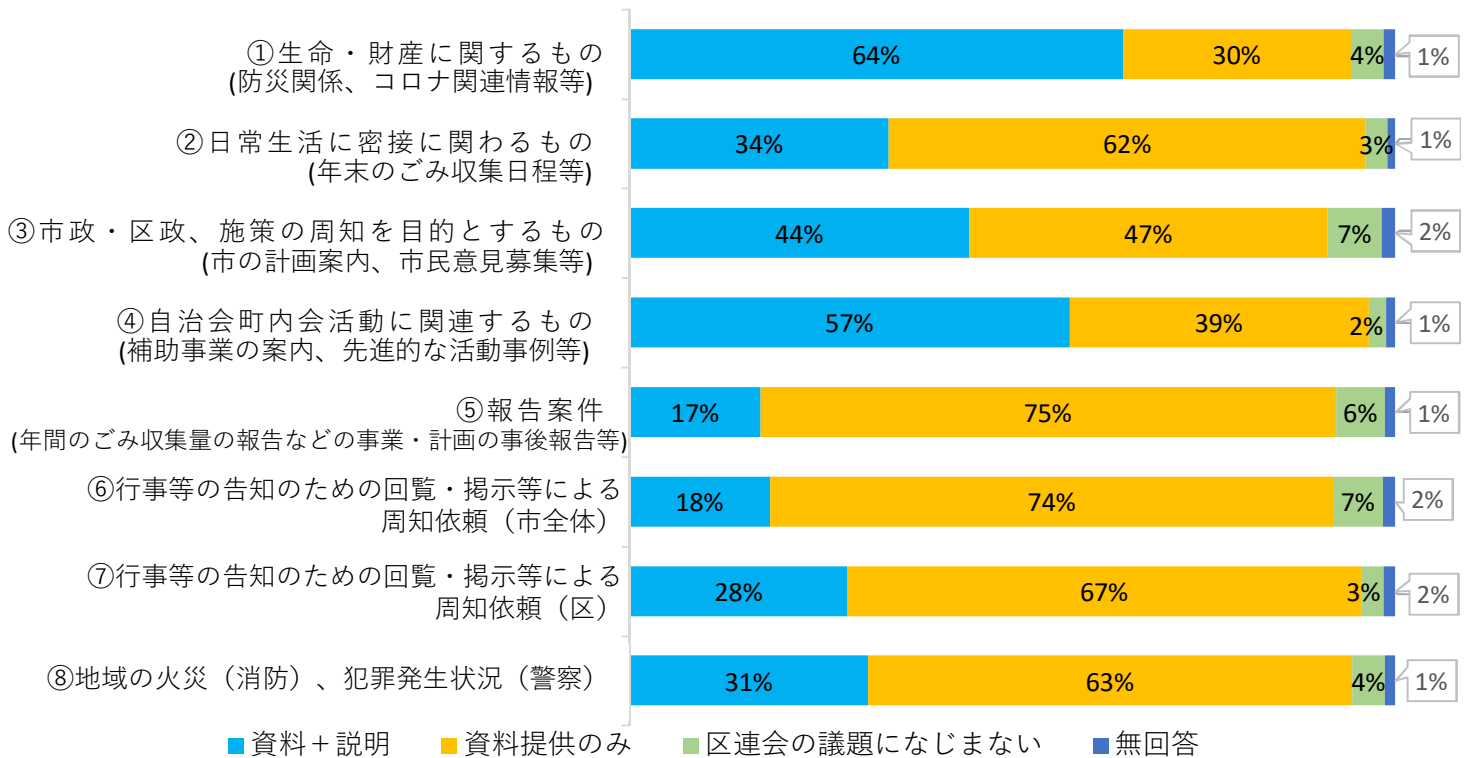


1 会長の情報



2 横浜市からの情報周知について

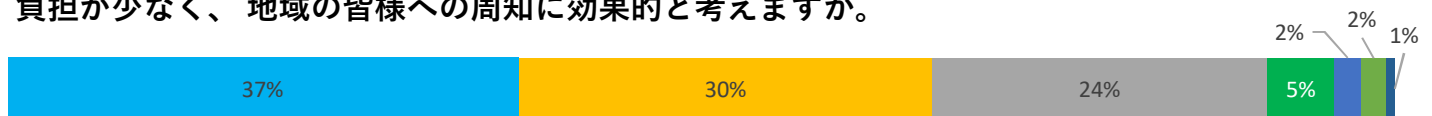
2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ (ワード、PDF 等) で活用していますか。

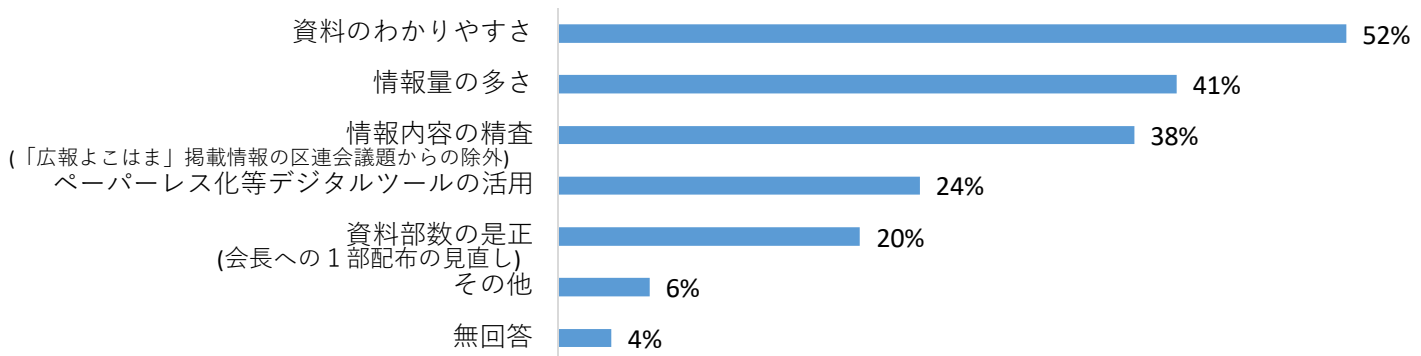


2(3)今後、区連会を通した情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様
に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。



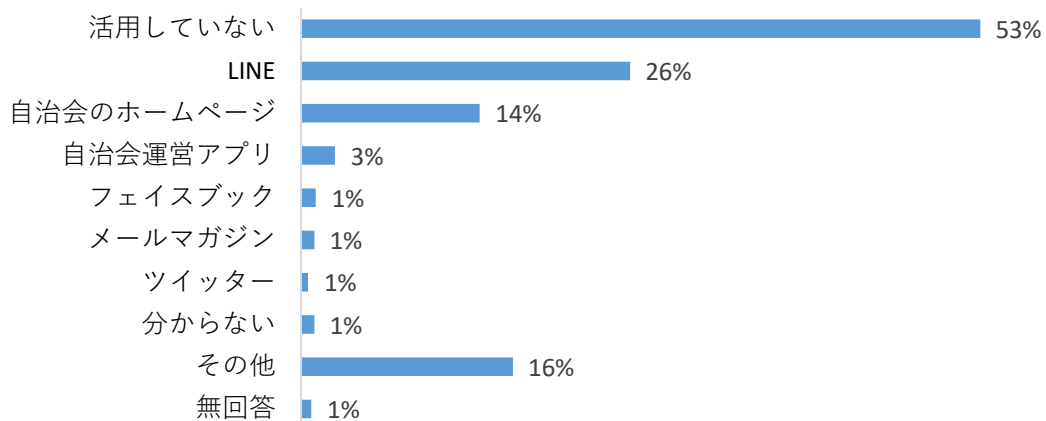
- 区連会後の毎月の資料送付を活用(すべて紙媒体で送付)
- 紙媒体と電子データの併用
- 基本的には電子データでいいが、横浜市から依頼する回覧資料、掲示資料は必要数ほしい
- 区連会等のホームページから資料データを入手できるようにしてほしい(紙媒体は不要)
- 区連会の情報は不要
- その他
- 無回答

2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまる
ものすべてを選択してください。



3 自治会町内会のデジタル化の状況

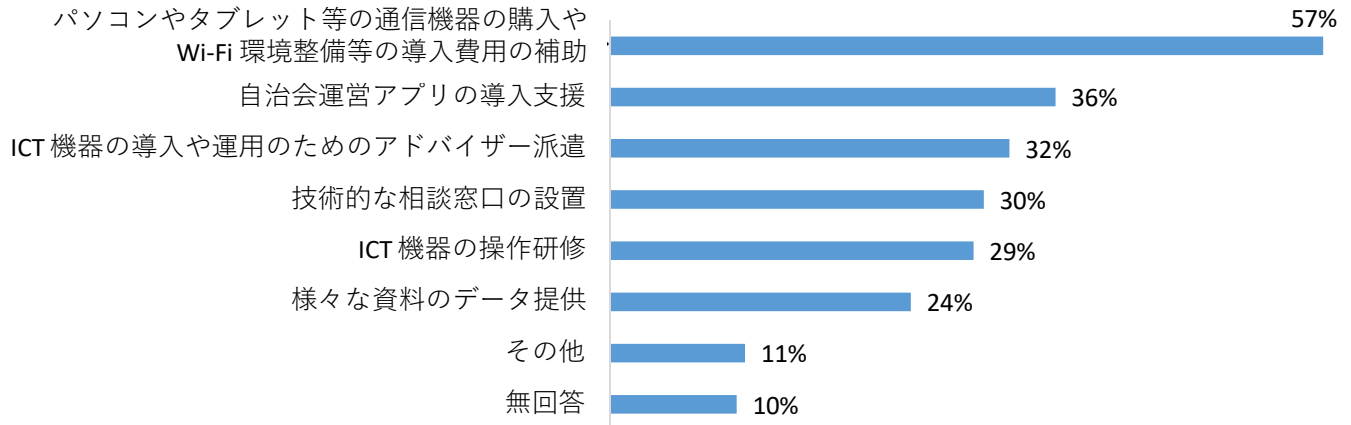
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していま
すか。



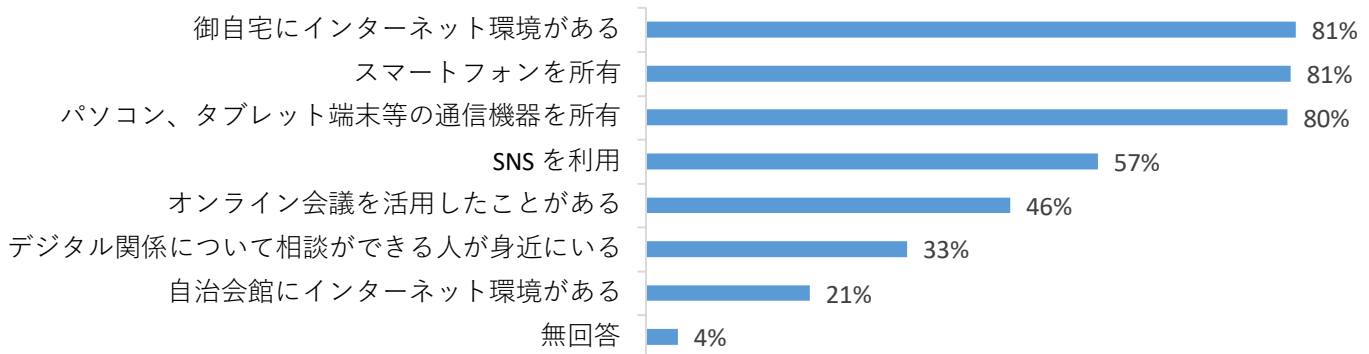
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。



4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

5 委嘱委員推薦事務について

5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



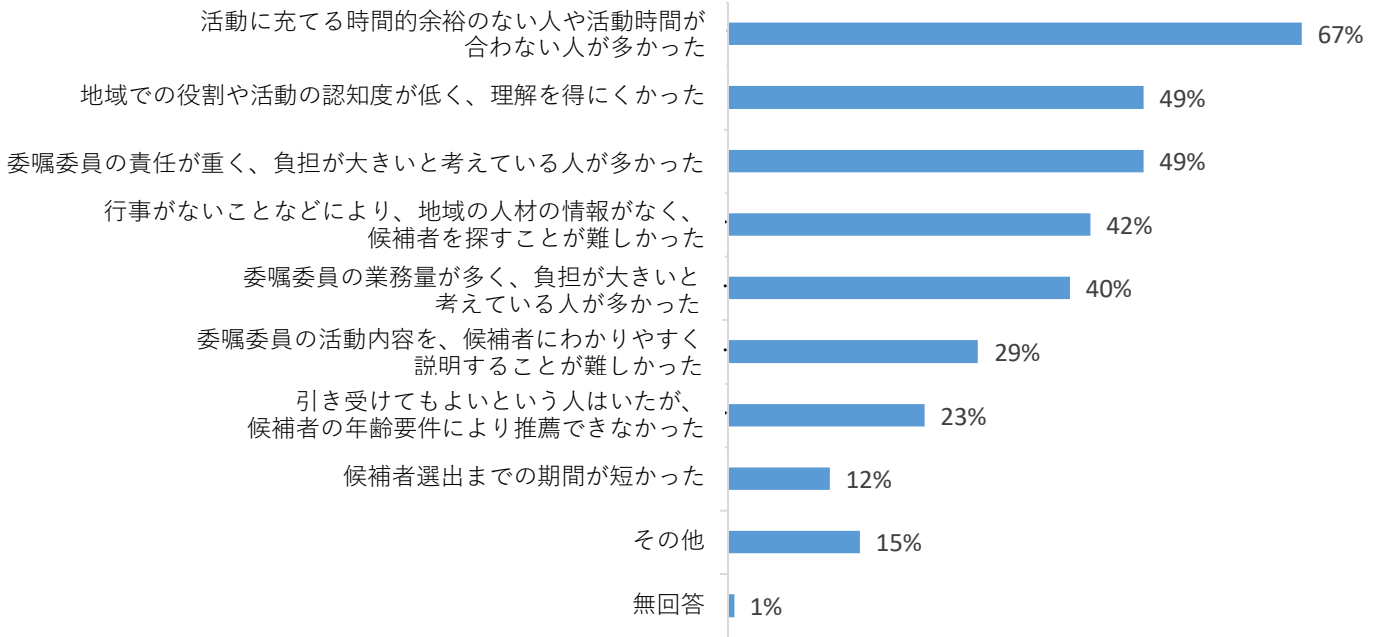
（委嘱委員の例）

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
 明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

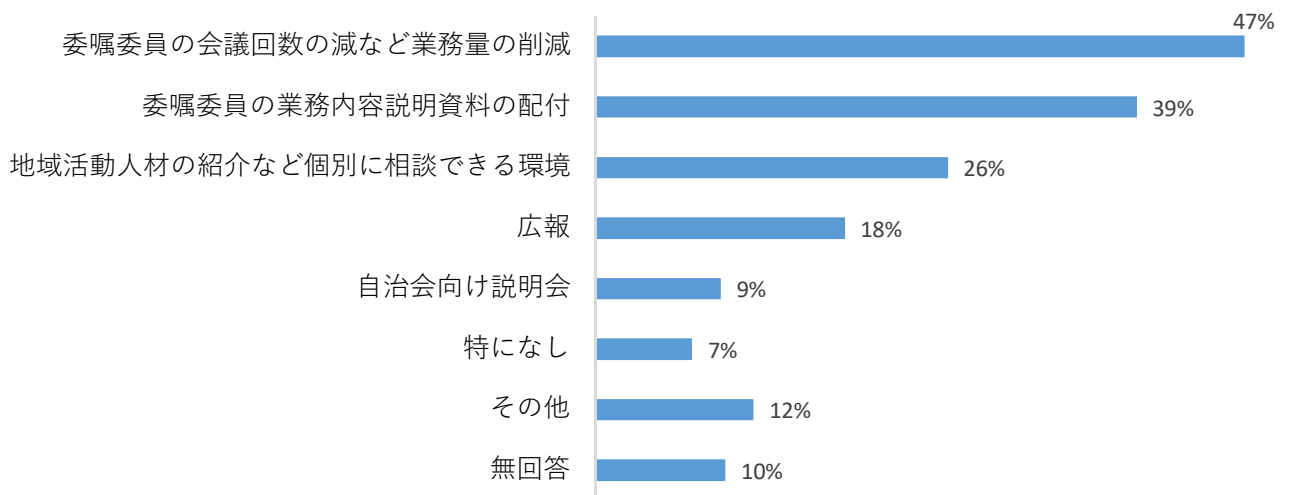
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=1,461)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

(n=1,461)

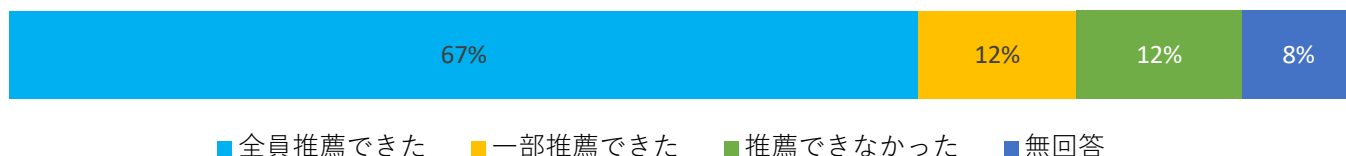


5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）

速報版では省略

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

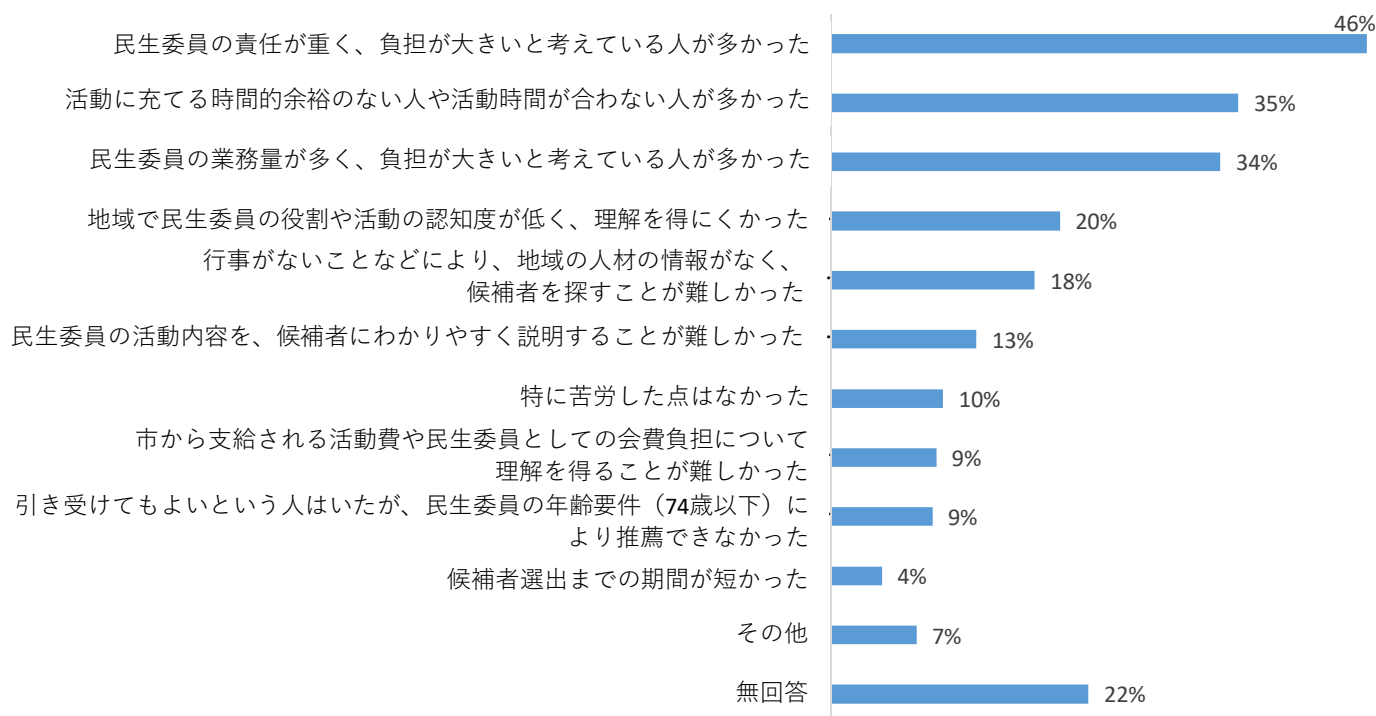
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



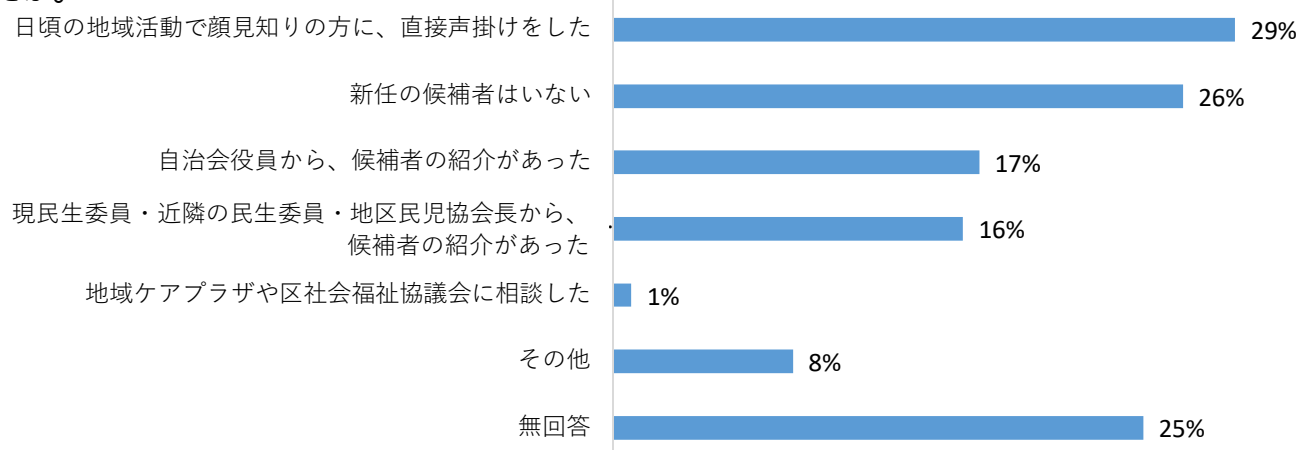
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦勞が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4)新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。





発行日 2023年3月
発行 南区保健活動推進員会
住所 南区浦舟町 2-33
電話 045-341-1185



保健活動推進員会

年に1回は健診を受けよう！



毎年、健診を受診することで、からだの変化に早期に気づくことができます。

南区の昨年度の特定健診受診率(横浜市国民健康保険加入者)は22.5%(横浜市:24.7%)でした。

保健活動推進員は「重症化予防のための特定健診・がん検診の普及啓発」を重点取組に掲げ、皆さんの健康づくりに取り組んでいます。

受診前に確認！

	特定健診	横浜市健康診査
対象者	40歳～74歳の 横浜市国民健康保険加入者	後期高齢者医療被保険者 ※特別養護老人ホーム等の介護保険が適用になる施設に入所中の方は対象外となります。
費用	無 料	
受診方法	下記をご覧ください。	直接、実施医療機関に電話で 予約申込みをしてください。

※年度に1回受けられます。

※職場等(その他)の健康保険に加入の方は、加入している健康保険にお問い合わせください。

特定健診の流れ

(横浜市国民健康保険加入者)

STEP 1

特定健診実施
医療機関に予約する

横浜市 特定健診実施機関 検索

※ご覧になれない方は
下記専用ダイヤルへ
お問い合わせください。



STEP 2

特定健診を受診する

(問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査など)

持ち物

受診券、記入済みの問診票、
保険証またはマイナンバーカード※

※マイナンバーカードは保険証利用登録が必要です。
また、医療機関がマイナンバーカードに対応しているかを予めご確認ください。

STEP 3

健診結果を
受け取る

[対象者のみ]
生活習慣の見直しが必要とされる方は
特定保健指導を受ける

特定健診に関するお問い合わせ

横浜市けんしん専用ダイヤル

TEL 045-664-2606

FAX 045-663-4469

受付時間:8:30～17:15
月～土(祝休日・年末年始除く)



南区マスコットキャラクター
みなっち

特定健診を受けた方の声

- 😊 健診を受けることで安心して過ごすことができます。
- 😊 体調や健診結果の数値に注意しながら、積極的に運動や食事について気を付けるようになりました。
- 😊 周りの保健活動推進員の勧めで受けたところ、早期治療につなげることができました。

広げよう 健康の笑(wa)

私たち保健活動推進員(略して“保活”^{ほかつ})は、地域の健康づくりのサポーターです。自治会・町内会の推薦を受け、市長から委嘱されています。地域の健康づくりの推進役、横浜市の健康施策のパートナーとして、地域において生活習慣病予防などの健康づくりを行っています。



南区保健活動推進員会 会長よりご挨拶

南区保健活動推進員会 会長 中村 雅一



南区保健活動推進員は276名(令和4年11月現在)で、区民のみなさまが健康に過ごせるよう、地区主催ウォーキングや健康測定会などの活動を行っています。

新型コロナウイルスの影響により、活動ができなかったこともありましたが、今年度は実施方法を工夫しながら徐々に活動を再開しております。

今後も健康づくりに取り組んで参りますので、ご支援よろしくお願ひ申し上げます。

ウォーキング「下見のコツ」運営研修

令和4年6月29日(水)



各地区で主催するウォーキングを安全に、より効果的に実施するための「下見のコツ」研修会が開催されました。

今年度は29名の保健活動推進員が参加し、これまでの地区主催ウォーキングをグループワークを通して振り返りながら、講義形式で学びを深めました。

いきいきふれあい南なんデー

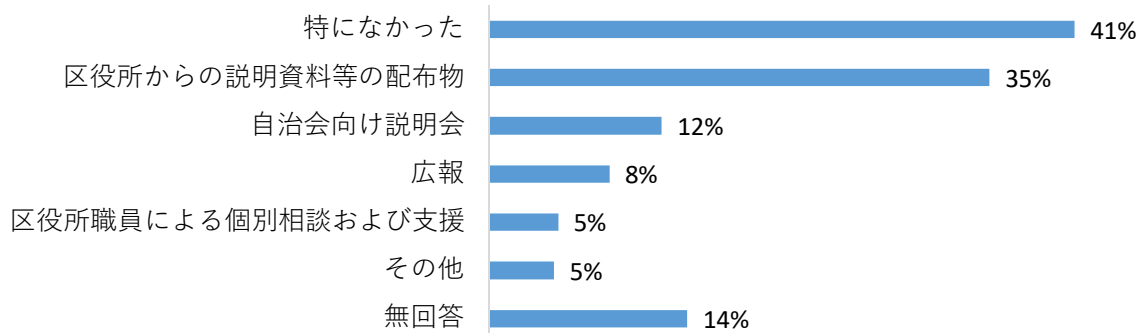
令和4年10月2日(日)



3年ぶりに「健康・福祉」をテーマにしたイベント「いきいきふれあい南なんデー」が南区役所・みなみん(南公会堂)で開催され、保健活動推進員のブースでは、BCチェッカー(血管年齢測定)を実施しました。

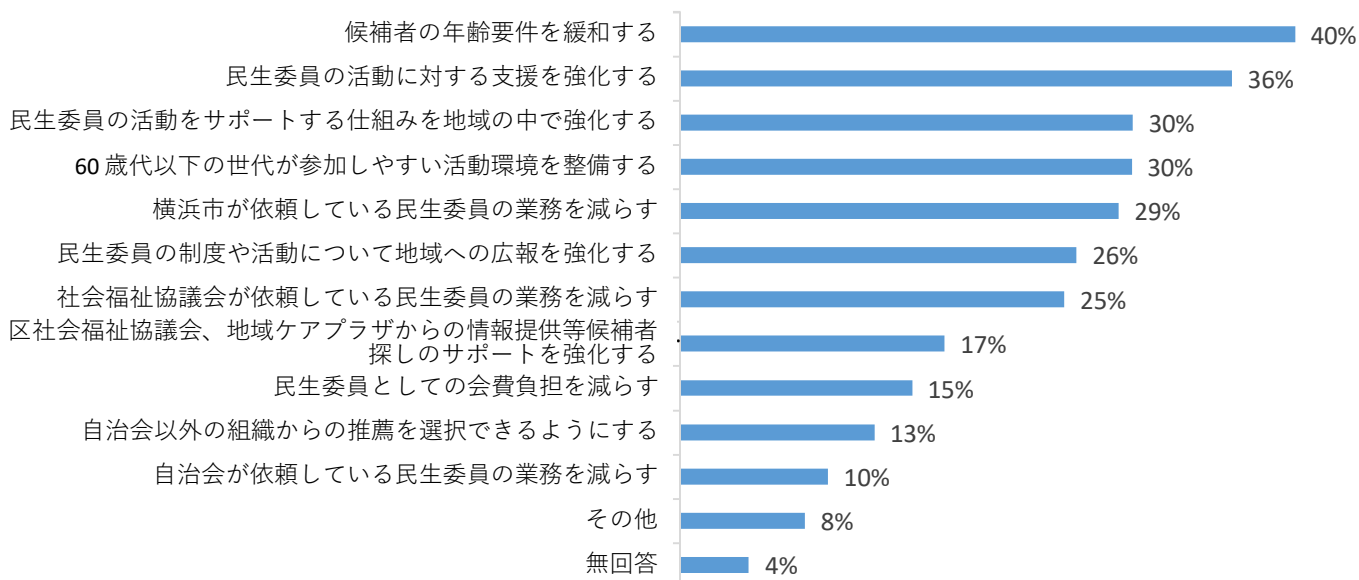
約200名の方にご参加いただき、盛況のうちに終了しました。

6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

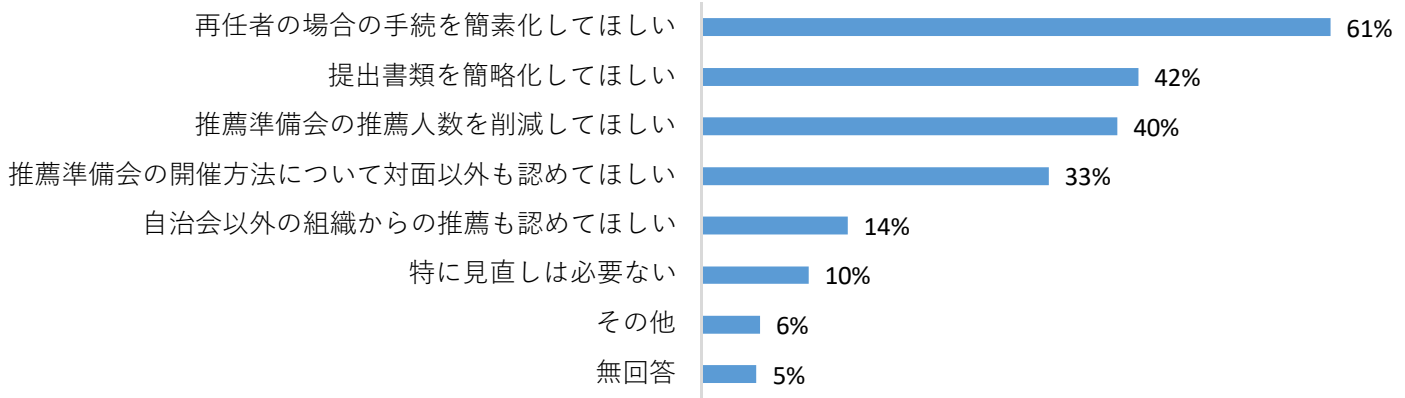


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

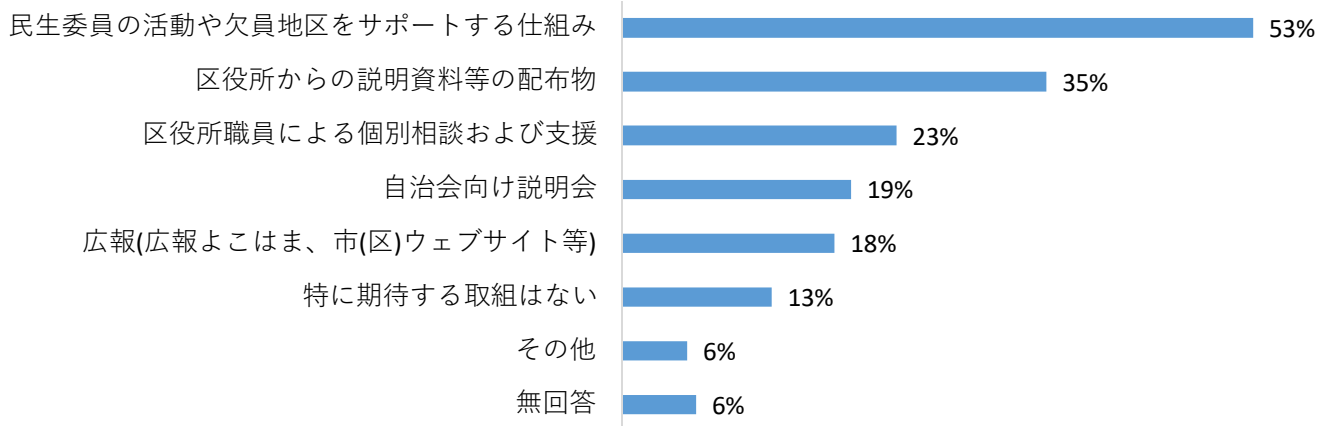


- 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- 年齢要件を緩和した方がよい
- 年齢要件を撤廃した方がよい
- 現状のままでよい
- その他
- 無回答

7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

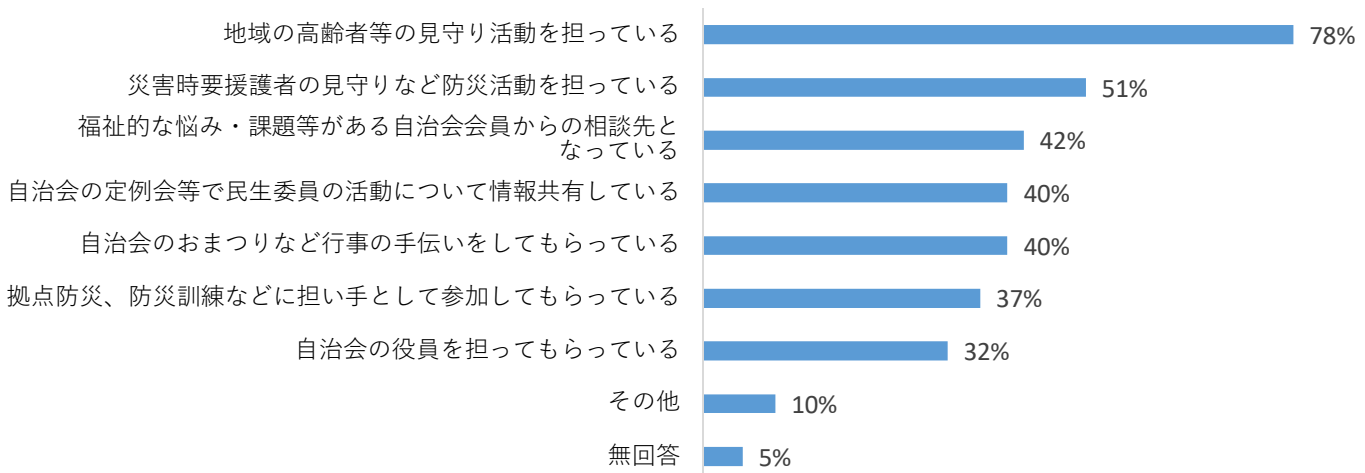


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

先着

20名

受付期間
4/12
～ 5/16



あなたの元気がみんなの元気に！

連続
講座

かいご予防サポーター講習会

日時 5/19(金)、5/26(金)、6/2(金)、6/9(金)、6/16(金) 全5回
各回とも 13:30～15:45

対象 南区区内にお住まいの方（原則全ての回に出席できる方）

内容 介護予防の知識、ボランティア活動の実践など（詳細はお問合わせください）

場所 南区役所 1階多目的ホール（浦舟町2-33）

申込み・問合せ 南区役所高齢・障害支援課 電話 341-1140

QRコードからも申込できます！ ▶▶



自治会町内会長 各位

令和5年度 各種募金の実施について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

各種募金の募集活動につきましては、例年、多大なご協力をいただきまして、心からお礼申し上げます。

今年度お寄せいただきました各世帯からの寄付金・賛助会費は、別紙①のとおり、さまざまな活動や事業に活用させていただきましたことをご報告申し上げます。

令和5年度も、例年と同様に別紙②のとおり、各種募金運動等を実施いたしますので引き続きご協力をいただきたくお願い申し上げます。

ご協力いただきました寄付金につきましては、各団体がそれぞれの目的に沿って有効に活用させていただきます。

●募金実施団体

日本赤十字社活動資金(会費)：日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部南区地区委員会

更生保護活動寄付金：南保護司会

世帯賛助会費：社会福祉法人横浜市南区社会福祉協議会

赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金：神奈川県共同募金会南区支会

●事務局

社会福祉法人 横浜市南区社会福祉協議会

〒232-0024 横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階

電話 045-260-2510

FAX 045-251-3264

令和4年度 募金実績とその使いみちについて(報告)

募金の種類と募金実績 (令和5年3月1日現在)	使いみち	金額(千円)
日赤活動資金(会費) 12,026,247円	○世界各国の貧困、飢餓で苦しんでいる人々、戦争犠牲者、自然災害の被災者への援助活動、国内の災害救護活動、献血事業などに	10,039
	○南区内の地域防災事業等(防災訓練、防災設備)への助成金や災害意識啓発事業、見守り活動に	400
	○各自治会町内会への募金還元金、事務費に	1,477
	○南区内の火災被災者への見舞金に	110
更生保護活動寄付金 1,445,360円	○「社会を明るくする運動」事業等に	865
	○南区内の更生保護活動及び犯罪予防活動を行う団体(保護司会、更生保護女性会等)への助成金に	260
	○地域の「社会を明るくする運動」啓発協力費に	320
区社協賛助会費 3,671,490円	○南区地域福祉保健計画地区計画推進のための地区社協への助成金に	1,847
	○民生委員分科会、自治会町内会分科会等の運営に	320
	○区社協広報紙「社協みなみ」の発行経費等に	1,504
共同募金 (赤い羽根募金) 14,081,623円 年末たすけあい募金 4,557,960円	○南区内の福祉活動やボランティア活動に ・地区社協活動費 ・ボランティア団体 ・子育てグループ 他	10,145
	○南区内の社会福祉施設や福祉団体の活動費に	2,120
	○県内の民間社会福祉施設や福祉団体の活動費に	6,374

令和5年度 各種募金・南区社協賛助会費の目安額等について

募金の名称	目安額		納入期限	募金団体	依頼時期
日赤活動資金(会費)	一世帯	200円	8月31日	日本赤十字社神奈川県支部 横浜市地区本部南区地区委員会	4月区連会
更生保護活動寄付金	一世帯	20円		南保護司会	
区社協賛助会費	一世帯	50円		社会福祉法人 横浜市南区社会福祉協議会	
共同募金 (赤い羽根募金)	一世帯	265円	12月31日	神奈川県共同募金会南区支会	9月区連会
年末たすけあい募金	一世帯	75円			

*単価は、すべて目安額です。

令和5年度 募金総額と使いみち(予定)

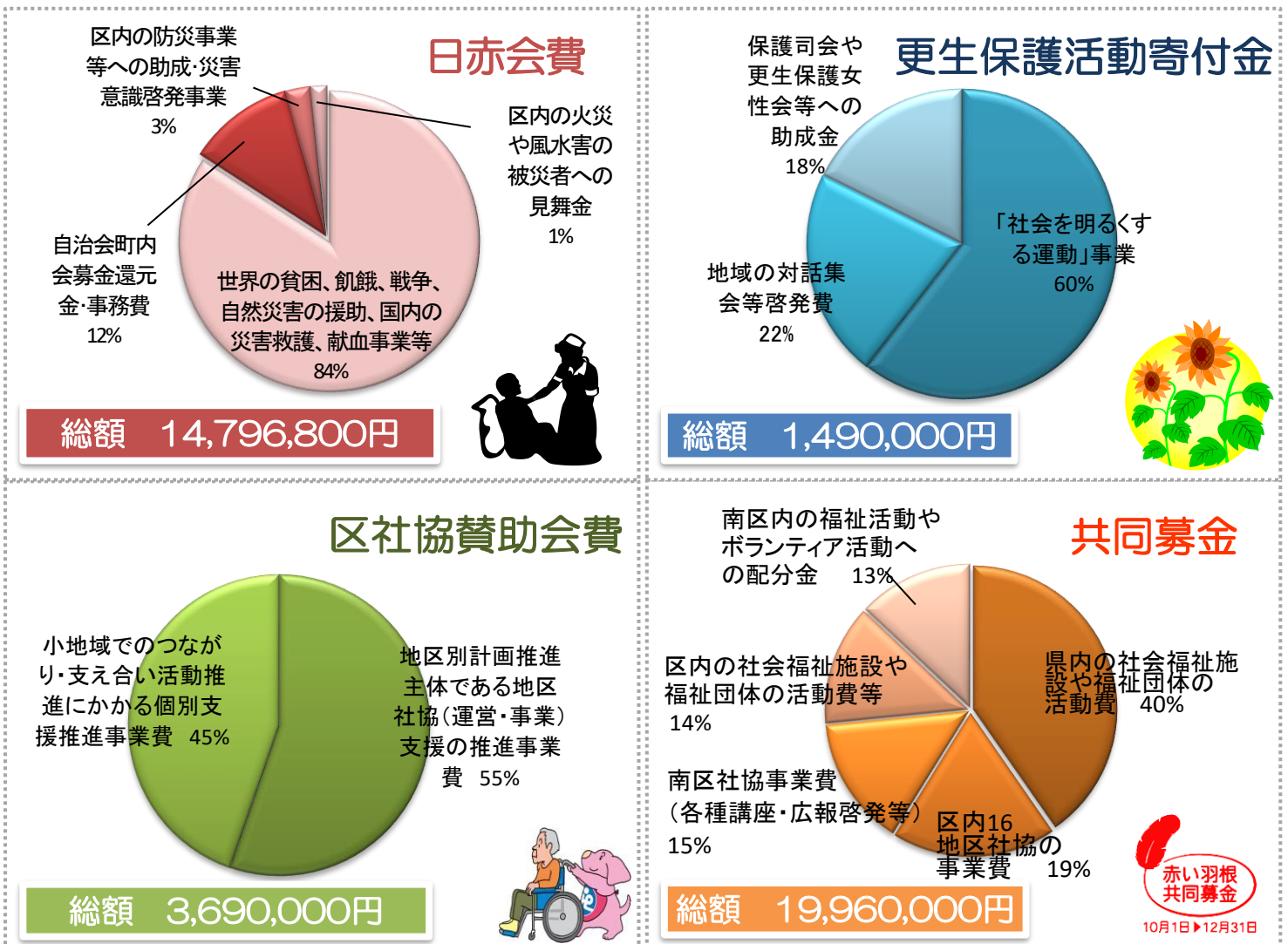
日赤活動資金(会費) 14,796,800円	<ul style="list-style-type: none"> ○世界各国の貧困、飢餓で苦しんでいる人々、戦争犠牲者、自然災害の被災者への援助活動、国内の災害救護活動、献血事業など(約1,244万円) ○南区内の地域防災事業等(防災訓練、防災設備)への助成金や災害意識啓発事業(約40万円) ○南区内の火災や風水害の被災者への見舞金(約25万円) ○自治会町内会募金還元金、事務費(約170万円)
更生保護活動寄付金 1,470,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○「社会を明るくする運動」事業等に(約89万円) ○保護司会や更生保護女性会等への助成金(約26万円) ○地域の対話集会等啓発費に(約32万円)
区社協賛助会費 3,690,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○地区別計画推進主体である地区社協(運営・事業)支援の推進事業費(約204万円) ○小地域でのつながり・支え合い活動推進にかかる個別支援推進事業費(約165万円)
共同募金 (赤い羽根募金) 18,310,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○南区社会福祉協議会の事業費(各種講座・広報啓発等)(約291万円) ○南区内の福祉活動やボランティア活動への配分金(約260万円) ○県内の民間社会福祉施設や福祉団体の活動費等(約805万円)
年末たすけあい募金 1,650,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○南区内の社会福祉施設や福祉団体の活動費等(約270万円) ○区内16地区社会福祉協議会の事業費(約370万円)

南区社協で受け付けている各種募金・賛助会費

募金の名称	目標額	募集团体	依頼時期
日本赤十字社活動資金(会費)	一世帯 200円	日本赤十字社神奈川県支部 横浜市地区本部南区地区委員会	4月頃
更生保護活動寄付金	一世帯 20円	南保護司会	4月頃
区社協賛助会費	一世帯 50円	横浜市南区社会福祉協議会	4月頃
共同募金(赤い羽根募金)	一世帯 265円	神奈川県共同募金会南区支会	9月頃
年末たすけあい募金	一世帯 75円		

*募金は任意ですので、目標額はあくまでも「目安」として捉え、それぞれの趣旨をご理解のうえ
ご協力をお願いします。

令和5年度 寄付金の使いみち (予定)



*表示金額は、南区世帯数73,984世帯(令和5年2月末現在)を基に算出しています。

お寄せくださった寄付金は、各団体がそれぞれの目的に沿って有効に活用させていただきます。今年も皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

南区制80周年記念事業

南区・御殿場ふれあいキャンプ2023

主催：南区青少年指導員協議会



この森には、何かが棲んでいる…!?

- **日 程** 令和5年7月29日(土)～30日(日) 1泊2日 ※宿泊棟に泊まります。
- **場 所** 国立中央青少年交流の家 (静岡県御殿場市)
- **対 象** 区内在住・在学の青少年 (小学校3年生～中学生)
- **定 員** 60名 (先着順)
- **参加費** 13,000円 (交通費・食費・保険料含む)
- **申 込** 4月28日(金)までに mn-fureai@city.yokohama.jp に申込

①名前(ふりがな) ②住所 ③生年月日 ④学校名・学年(R5.4.1時点)
⑤性別 ⑥電話番号 ⑦メールアドレス

※一緒に参加されるお友達がいる方は、代表者がお友達の分①～⑦までの内容をメールに記載し、代表して申し込んでください。

くわしくは、HPをご覧ください。



問合せ 南区地域振興課区民活動係
(南区青少年指導員協議会事務局)
電 話 341-1238 FAX 341-1240



「令和 5 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 5 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

事業周知のため、令和 5 年度版のリーフレットを 3 月の区連会資料に同封して各自治会町内会長あてにお送りします。よろしくお願いいたします。

1 令和 5 年度横浜市市民活動保険補償内容

令和 4 年度補償内容から変更はありません。

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円)
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円 (90 日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

2 添付資料

リーフレット「令和 5 年度横浜市市民活動保険のご案内」

3 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 5 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】 市民局地域活動推進課 木村・笹尾

電話：045-671-3624

メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和5年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和5年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただけます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

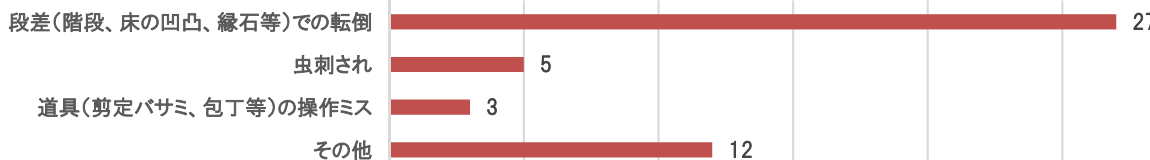
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

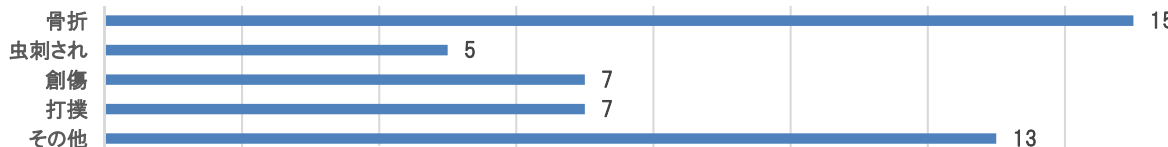
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

事故の原因は？

【傷害事故: 令和4年4月～令和4年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動**(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動**(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為**(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動**(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動**(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ㊦ 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者**は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ㊧ 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ㊨ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

南 政 第 1282 号
令和 5 年 3 月 20 日

自治会・町内会長 様

横浜市南区長	鈴木 健一
横浜市政策局長	鈴木 和宏
横浜市議会局長	屋代 英明

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。
市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで皆様の御協力により配布を行ってまいりました。
令和 5 年度も、新型コロナウイルス感染症に関する情報をはじめ、市政情報を市民の皆様にお届けしてまいりますので、感染症対策に御配慮のうえ、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 5 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 5 年 5 月、7 月、11 月 令和 6 年 2 月	4円

※「ヨコハマ議会だより」は例年 8 月に第 2 回定例会号を発行していますが、令和 5 年度は 7 月に発行します。

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 6 年 1 月号は、令和 5 年 12 月 29 日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和5年10月と令和6年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

南区区政推進課広報相談係 TEL：341-1112 FAX：341-1241

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和5年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

(5) 広報紙を各世帯にお配りの際は、郵便受けの差入口からはみ出さないよう、可能な限りの御配慮をお願いいたします。

担当：南区区政推進課 広報相談係

Tel341-1112 FAX341-1241

政策局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

さくらの普及花コスモス（秋桜）を育てよう！種袋の配布について

南区では、区の花を「さくら」と定め、様々な普及活動を行っております。令和5年度は区制80周年を記念して、「さくら」の普及花コスモス（秋桜）の種袋を区民に配布します。

※普及花とは

身近な場所でも「さくら」に触れていただけるように「コスモス（秋桜）」「サクラソウ」「シバザクラ」を普及花として定めています。

1 配布時期・場所

種袋は、区役所や地区センターなどの区内公共施設で配布します。

※種がなくなり次第終了です。

配布時期	場所
3月25日、26日	みなみ桜まつり（蒔田公園）
4月1日	地域ケアプラザ（8施設）
	コミュニティハウス（7施設）
	地区センター（4施設）
	その他市民利用施設（11施設） ※別紙参照
4月3日	区庁舎

2 告知

広報よこはま4月号で告知します。

3 その他

自治会町内会で必要となる場合は、区政推進課までご相談ください。

担当：南区区政推進課

企画調整係 小倉、長船（おさふね）

電話(341)1232 FAX(341)1240

e-mail: mn-kikaku@city.yokohama.jp

種袋配布場所（その他市民利用施設 11 施設）

場所	住所
男女共同参画センター横浜南 （フォーラム南太田）	南太田 1-7-20
みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ	浦舟町 3-46（浦舟複合福祉施設 10 階）
吉野町市民プラザ	南区吉野町 5-26
南図書館	弘明寺町 265-1
わんぱくハウス （永田みなみ台公園こどもログハウス）	永田みなみ台 4
こども植物園	六ツ川 3-122
南スポーツセンター	大岡 1-14-1
六ツ川スポーツ会館	六ツ川 2-112-1
清水ヶ丘公園（体育館事務所）	清水ヶ丘 87-2
横浜青年館	睦町 1-15-15
南区社会福祉協議会	浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8 階

大岡川桜並木



×横浜市南区



キャンペーン

を実施します。

市内有数の桜の名所である大岡川プロムナードと南区制 80 周年の PR を目的として、「南区制 80 周年記念 みなみ桜まつり」の時期にあわせ、京浜急行電鉄株式会社と連携キャンペーンを実施します。

京急線各駅に配架されているスタンプ台紙付きチラシに、京急線日ノ出町駅・南太田駅と京急百貨店に設置の3か所のスタンプを全て押して、京急百貨店で呈示すると、A賞「京急オリジナル充電ケーブルカバー」2,000名様、B賞「南区制80周年記念缶バッジ」500名様のどちらか1点をもれなくプレゼントします。

- スタンプ設置場所
 - ・京急線日ノ出町駅（改札内）
 - ・京急線南太田駅（改札外）
 - ・京急百貨店（京急線上大岡駅3階改札外）

- プレゼント引換え場所
京急百貨店（7階催事場カウンター）

- 期間
令和5年3月24日（金）～4月9日（日）
各日10時～17時

- 賞品

A賞 京急オリジナル
充電ケーブルカバー
2,000個



B賞 南区制80周年記念
缶バッジ
500個



▲スタンプ台紙付きチラシ

〈参考〉南区制80周年記念 みなみ桜まつりについて

- 蒔田公園イベント 令和5年3月25日（土）・26日（日） 10時～15時
- 絵どうろう点灯 令和5年3月24日（金）～26日（日） 18時～21時
- 大岡川沿いのライトアップ・ぼんぼり点灯
令和5年3月24日（金）～4月9日（日） 18時～21時

詳細はこちら。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/event-bosyu/kanko/20221014140439184.html>

〈参考〉大岡川桜並木キャンペーンについて（京浜急行電鉄株式会社が実施するキャンペーン）

詳細はこちら。

<https://www.keikyu.co.jp/cp/ookagawasakura2023/>

お問合せ先

南区区政推進課長 宮崎 郁 Tel 045-341-1231



大岡川プロムナードの桜の開花情報をお伝えする特設サイトを開設しました！



大岡川プロムナードは、毎年多くの花見客で賑わう市内有数の桜の名所です。桜の開花状況を確認できる特設サイトを今年も開設しました。ぜひ、ご覧ください。

概要

1 開設期間

令和5年3月14日(火)から開花終了まで

2 主な内容

(1)桜の開花情報

週に3回程度（※土日祝日を除く）桜の開花の様子をレポートします。

3月25日

天気良く暖かい日のため、散歩をしている人が多く見られました。シンダイアケボノは開花して見ごろです。ソメイヨシノは所々開花していました。



シンダイアケボノの桜並木（鶴巻橋付近）

4月1日

大岡川のソメイヨシノは満開を迎え、散り始めの場所もできました。咲き誇る桜と桜吹雪、花筏をお楽しみいただけます。

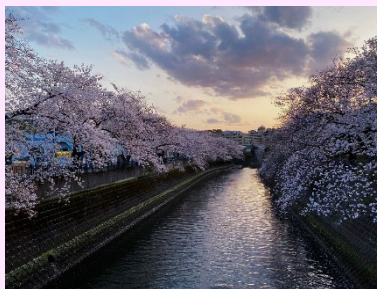


青空の下、ソメイヨシノのピンク色がきれいです。（清水橋付近）

※昨年度の内容です。

(2)過去のフォトコレクション

とっておきの桜の写真をお楽しみいただけます。



※写真は一例です。

※南区制80周年記念みなみ桜まつりの時田公園イベント（令和5年3月25日(土)・26日(日)）や大岡川プロムナードのライトアップ・ぼんぼり点灯(令和5年3月24日(金)～4月9日(日))の情報も掲載しています。

3 公開場所

南区役所ホームページ上で公開しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/machizukuri_kankyo/midori_eco/sakura/promenade.html



二次元コード

お問合せ先

南区区政推進課長 宮崎 郁 Tel 045-341-1231